

令和8年度 GIFU 食のマイスタープロジェクト事業

「中学生学校給食選手権（ふるさと岐阜の学校給食）」実施要項

～食が分かる・食を作る・食を働きかける・食生活をつくりあげる岐阜の子供～

1 趣 旨

食生活の多様化が進む中で、保護者自身の食生活のスタイルの変化等により、家庭において十分な食育を行うことが難しい現状にあり、学校における食育の重要性が増している。特に、中学生においては、栄養の偏りや食習慣の乱れに起因する肥満や痩身等の様々な問題を引き起こしていることに加え、地域の伝統的な食文化の継承も失われつつある。

このため、小学6年生時に、食が分かる・食を作る・食を働きかける「家庭の食育マイスター」として学んだ経験をもつ中学生に、次のステップアップとして、県内または地域の食材や食文化を取り入れたオリジナル性の高い学校給食の献立を立案し、「食を作り上げる」ことができるよう中学生学校給食選手権を行う。

2 主 催 岐阜県教育委員会 （公財）岐阜県学校給食会

3 後 援 岐阜県農業協同組合中央会 （申請中）

4 参加・応募資格

○参加対象

- ・ 県内公立中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部生徒
- ・ 各学校1チーム、原則3名

*二次審査（実技審査）の参加の場合は、引率者を1名つける。

5 応募条件

(1) 献 立

- ① 学校給食等で学んだことを生かし、生徒が考案した献立とする。
- ② 献立には、**主食（ごはん）、おかず、汁もの等、牛乳**を必ず加える。
(他の市町村等でも実際の学校給食で活用されることがあることを了承してください。)
- ③ 食材は、県内または地域の農畜水産物を積極的に活用する。
- ④ 実際の学校給食における提供を見通した献立とする。
(学校給食調理施設と相談し、学校給食として実施していただくことを予定し、応募すること。)
- ⑤ 献立は、学校給食の衛生管理基準に合わせて、ミニトマトや果物等以外は、加熱調理を原則とする。
- ⑥ 一食に要する経費は、およそ学校給食で実現可能な範囲とする。

(2) 応募数

- ・ 各学校1チーム1献立とする。

6 参加・応募方法

(1) 一次審査への応募

- ・別紙1「中学生学校給食選手権（ふるさと岐阜の学校給食）応募用紙」に必要事項を記入の上、写真をデータで添付し、令和8年9月25日(金)までに、所管市町村教育委員会を通じて、各教育事務所教育支援課へ電子メールにて提出する。（献立写真は容量を小さくする。）県立学校は、直接、体育健康課へ提出する。
- ・市町村教育委員会は、別紙2「応募校一覧表」を作成し、所管教育事務所へ応募用紙とともに電子メールにて提出する。

(2) 二次審査への参加（各地区代表校の参加）

- ・一次審査により各地区1位、計8校（各地区代表6校・岐阜市1校と県立特別支援学校1校）の選出された学校が参加する。
 - ① 取組の経緯や献立の特徴等を3分以内に発表する。
 - ② チームごとに1時間以内に4食分の調理と盛り付けをする。

7 審査

(1) 一次審査（書類審査）

- ・期 日：令和8年10月28日（水）
- ・会 場：岐阜県総合教育センター 1棟2階第1研修室
- ・審査内容：提出された応募用紙をもとに、書類審査を行う。
- ・審査方法：
 - ① 県教育委員会が選定した審査員が次の6項目について個別審査を行う。
 - ② 個別審査得点の合計得点の順位をもとに、原則は各地区1位、計8校（各地区代表6校・岐阜市1校と特別支援学校1校）を選出する。ただし応募にあたり、2校以下の地区が、2地区以上あった場合は、他の地区と合わせて選出することがある。

審査項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 学校給食としての実現の可能性（調理時間や一食あたりの値段）② 一食としての栄養バランス③ 県内産食材の活用数や調理の方法④ 生徒のアイデアや献立の意図⑤ 校内外における学校給食関係者の連携⑥ 写真による仕上がりの見た目や彩り |
|---|

(2) 二次審査（実技審査）

- ・期 日：令和8年12月19日（土） ※土曜日開催
午前8時45分から午後2時まで（開会式は10時～）
- ・会 場：（公財）岐阜県学校給食会
- ・参加校：一次審査により選出された8校
- ・審査内容：
 - ① プレゼンテーション審査：チーム3名が3分以内（出入り含む）で取組の経緯や献立の特徴等を発表する。
 - ② 調理実技審査：チーム3名が1時間以内に4食分の調理と盛り付けを行う。
 - ③ 試食審査：審査員が別室にて試食を行う。

・審査方法

- ① 県教育委員会が選定した審査員が次の8項目について個別審査を行う。
- ② 個別審査得点の合計得点と一次審査の得点を合わせた合計得点に基づき審査員全員による協議の上、各賞を決定する。
- ③ 岐阜県農業協同組合中央会会長賞は、地場産物に重点をおいた審査項目から決定する。
- ④ 二次審査は、主催者が依頼した県内栄養教諭が、調理補助に入り、中学生が安全に調理できるための確認と見届けを行う。そのため、各校の引率者の調理室入室は調理開始前までとする。

審査項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① おいしさ② 安全で衛生的な食材の取り扱い③ 基本的な調理技術④ 仕上がりの見た目や彩り⑤ 作業の分担やチームワーク⑥ 食文化の理解⑦ 郷土への愛着⑧ 取組の経緯や献立の意図 |
|---|

※ **一次審査が10月、二次審査が12月であることを考慮したメニューにすること。**

季節の果物や岐阜県産の食材が入手できない場合、各学校で代用食材や同等品を準備することも可とする。

※二次審査は、感染症、警報発表等の状況によって中止・変更することがある。
その場合は一次審査の結果で受賞校を決定する。

8 表彰

最優秀賞：1校

岐阜県農業協同組合中央会会長賞：1校

ふるさと自慢献立賞：6校

アイデア学校給食賞：5校（二次審査選出校以外で献立内容が優れていた学校を対象とする。）

9 費用の負担

- ・二次審査参加校に対し、材料費（一部）5,000円及び参加者の旅費を主催者が負担する。（参加校に別途連絡）

10 経費

- ・審査員の謝金及び旅費は、岐阜県教育委員会が予算の範囲内で執行する。
- ・一次審査、二次審査にかかる謝金は、1時間につき調理師（有資格者）は、6,000円、保護者会代表は、2,000円とする。（謝金支給対象者のみ）
- ・一次審査及び二次審査に係る旅費は、県の旅費規程に準じる。

11 実施結果の公表

- ・一次審査、二次審査の結果については、県内の全中学校に通知する。
- ・二次審査の詳細については、出場チーム（学校）に通知する。
- ・応募献立は、実際に学校給食の献立として実施するよう勧める。
- ・小学校6年生対象「家庭の食育マイスター」リーフレット等で紹介する。

12 その他

- ・応募用紙に添付された写真、レシピ、献立作成者名等は、公表されることがある。(公表に同意できない場合は、事前に申し出る。)
- ・二次審査の集合写真の他、実技審査及び表彰式の写真撮影、また、事前・事後の報道提供やイベント等における展示等を予定しているため、各校において関係者の個人情報の取扱いに関わる承諾に条件等がある場合は、事前に申し出る。
- ・二次審査(実技審査)は、土曜日開催になるため、日程を確認して応募する。